

第4回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成20年3月26日 13時15分～15時15分
2. 会 場 阿賀町役場3階第3会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員
町側 長谷川副町長、加藤総務課長、眞田管財係長、遠藤主任、
斎藤主事
4. 議案
 - 入札関係要領の改正・制定について
 - ①阿賀町競争入札執行事務処理要領の一部改正について(4月1日付)
 - ②阿賀町建設工事競争入札実施要綱の一部改正について(4月1日付)
 - 抽出事案の説明・審議について
抽出事案
 - ・簡易公募型指名競争入札
 - ① 白崎牧団地外壁他改善工事
 - ② 町道川口岩谷線法面(アンカー)工事
 - ③ 津川中学校駐車場等外構工事
 - ④ 中央南部送配水管布設(第10工区)工事
 - ⑤ 中央南部送配水管布設(第11工区)工事
 - ・指名競争入札
 - ① 旧当麻集会所解体工事
 - ② 石間集会所調理室改修工事
 - ③ 小荒消防器具置場建築工事
 - ④ 釣浜地区用水路整備工事
 - ・随意契約
 - ① 阿賀町クリーンセンター塩化水素濃度計、4成分分析計、ばいじん濃度計修繕工事
 - ② 小荒消防器具置場建築工事
 - その他資料
 - ・平成19年度建設工事平均落札率比較表(第1四半期～第3四半期)
 - ・再入札、再々入札全事案の入札差額比較表(価格推移表含む)
 - ・落札率95%以上全事案の入札差額比較表
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>第4回の入札監視委員会の開会。次第に従い、副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p>副町長</p> <p>委員各位に親しく年度末のあいさつを述べ、今年度は入札の透明性・公正性の確保のため入札関係制度の改正をしてきた。今後についても委員各位から制度並びに入札結果から入札全般にわたっての指導・検証していただきながら、不具合な点については見直し、より透明性の高い制度にしていきたい旨を述べあいさつとした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>現在公共契約を取り巻く環境として、道路特定財源の行方による影響や新発田市の談合問題と様々な問題が話題となっている。阿賀町においては公正かつ適正な入札事務が執り行われるよう、また町民の期待に沿えるよう委員の皆さんのお知恵を拝借しながら進めて行きたいとあいさつをした。</p> <p>総務課長</p> <p>以降、委員長から進行をお願いしたい旨を告げて進行を交代した。</p> <p>沢田委員長</p> <p>次第に従い、次第1の「入札関係要領の改正について」の説明を事務局に求めた。</p> <p>総務課長</p> <p>①の「阿賀町競争入札執行事務処理要領の一部改正について」と、②の「阿賀町建設工事競争入札実施要綱の一部改正について」は関連があるので一括説明とした。</p> <p>①については入札回数の変更で、従来、</p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>再々入札まで行っていたものを、前回の入札監視委員会や議会全員協議会でもご意見を頂いたもの。3回までの入札回数を2回までとすることにより、競争力の向上に繋げたい。②については、制限付一般競争入札の運用金額が8億円以上だったものを、昨年6月1日付けで同試行要綱を定めたことにより、整合性を保つために要綱の整理をした。意向審査型指名競争入札についても制限付一般競争入札の試行により、5,000万円未満の入札については簡易公募型指名競争入札により運用していることからこのたび改正をしたもの。</p> <p>沢田委員長 ご質問はありませんか。</p> <p>総務課長 名称を変えて金額要件も一部改正した。 なお、①の入札回数の変更については、先ほど説明したが、予定価格と僅少の場合の不調随意契約については従来どおりの運用としたい。</p> <p>総務課長 1回目の入札で予定価格を満たさなかった場合、3回までであるという安心感から2回目の再入札の金額を抑える傾向にある。</p> <p>沢田委員長 他になければ、次第2の「抽出事案の説</p>	<p>沢田委員長 ②の意向審査型指名競争入札は簡易公募型指名競争入札と名称を変えただけなのか。</p> <p>沢田委員長 今回対象の第3四半期については、再々入札まで行ったのは2件あるが、3回から2回にすると競争力が高まるのか。</p> <p>沢田委員長 入札回数を制限するのは、埼玉県で発生した談合事件以後と聞いている。個人的には効果があると考えている。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>明・審議」に移ります。</p> <p>沢田委員長 続いて抽出議案について事務局の説明を求めた。</p> <p>眞田係長 様式1の「発注工事総括表」、様式2の「発注方式別工事一覧表」、様式3の「苦情処理一覧表」、様式4の「指名停止措置一覧表」、様式5の「談合情報対応状況表」についてそれぞれ内容を説明。様式6の「抽出事案一覧表」について説明した。</p> <p>沢田委員長 ここまでの説明に対し、ご質問ご意見ございますか。</p> <p>眞田係長 エクセルで作成している。</p>	<p>沢田委員長 抽出理由については、抽出が私の番で、様式6のとおり抽出したわけだが、それぞれ案件について、再入札案件、高額な案件、継続工事の案件、落札率の高い案件、落札率の極端に低い案件、入札不調から随意契約に移行した案件、発注課のバランス等、特徴のある案件を抽出した。</p> <p>五十嵐委員 様式2の一覧を見ると、三川地域のほとんどの工事が高落札率となっている。談合とは言わないが、何かがあればこんな高落札率にはならないのではないかと。簡易公募型入札にしても、指名競争入札にしても、他地域に比べ落札率が突出している。不自然というしかない。</p> <p>沢田委員長 様式2については、エクセルで作成しているのか。</p> <p>沢田委員長 次回からは、発注課別に並べ替えたものを資料として提出してもらいたい。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 次回から用意したい。</p> <p>眞田係長 町には、談合情報処理要領の制定はあるが、これについては談合情報が寄せられてからの処理手続きを定めたもので現在のところ対応する要綱等がない。なお、対応の方法について研究してみたい。</p> <p>眞田係長 委員会での意見を反映できる方法についても研究してみたい。</p> <p>沢田委員長 それでは、様式7の抽出事案の説明を発注方式ごとに説明してください。</p> <p>眞田係長 発注方式が「簡易公募型競争入札」の事案5件について説明をした。</p> <p>沢田委員長 ご質問、ご意見ありますか。</p>	<p>五十嵐委員 ぜひ、業者の本社がある地域別での、並べ替えの資料も頂きたい。</p> <p>沢田委員長 強い疑惑が感じられるような事案については、業者から聞き取り調査ができるようにしたらどうか。</p> <p>沢田委員長 北陸地方整備局では疑惑事案ということとで事情を聞いているケースもある。この委員会で疑惑調査をするべきというようなことに対応できるシステムも検討してはどうか。</p> <p>伊津委員 いままでの指摘や意見を念頭において事案の説明に移行してはいかがか。</p> <p>鷲尾委員 全般に関連ある話なので、その他の資料の「平均落札率比較表」を見ると、上昇傾向にある。入札監視委員会を設置したにも関わらず上昇傾向にあるというのは稀なケース。入札監視委員会の意見が業者に浸透していないということ。牽制されていない</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長</p> <p>工事費内訳書の検証については、低入札に該当するものについては検証し調査をしているところであるが、高い落札率については過去において調査をしてはいない。</p> <p>総務課長</p> <p>落札率が高い傾向にあるというのは、原因として委員ご指摘の部分もあるが、低入札調査基準価格の算定基準が引き上げたのも要因と思われる。県等でもダンピング防止等を目的に低入札調査基準価格や最低制限価格の算定基準の引き上げを実施したので町も準じたところである。</p>	<p>ことが明らか。落札率を見るとかなり不自然なケースであることが参考資料から読み取れる。談合の有無については委員会には調査権限はないが、競争原理が働いていないことは推定できる。発注者側はこれを放置しているのではないか。競争原理の働いていないと思われる事案について、町が厳しく対応するという姿勢がアピールされていない結果ではないか。対応については工事費内訳書の検証で、不明なもの怪しいものについての調査をすべき。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>高落札事案についても内訳書の提出は求めているが検証はしていないということであれば今後町としてコメントすべき。高落札率案件については積算内訳書に基づき事情聴取をするべき。高落札率案件については過去に調査をしたことがないということで業者側は安心しているのではないか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>低入札基準価格の引き上げと落札率が高くなるというのは関連性がない。100%から低入札調査基準価格までの間がある。競争性があれば低入札調査基準価格付近での競争となるのではないか。高い落札率の</p>

説明・答弁	質問・意見
<p data-bbox="242 1205 357 1238">眞田係長</p> <p data-bbox="242 1256 767 1429">町で用意しているものは、大項目までの様式をHP上で提供しているが、業者が提出するのは、独自に積算した中項目くらいまで算出したものが多いようである。</p> <p data-bbox="242 1783 357 1816">眞田係長</p> <p data-bbox="242 1834 767 1957">積算内訳書については、業者側も単抜き設計書を基に積み上げ積算をしているので、どの程度のものが適切か検討してみた</p>	<p data-bbox="798 344 1347 1093">ものについては競争原理が働いていないということ。競争に参加しない業者は内訳書からも読み取れるものが充分にある。阿賀町の場合は工事件数が少ないのでそうした検証も可能と思われる。事情聴取をするという姿勢が大事で、内訳書の提出義務付けをただで、かなり入札状況は変化したはず。現在の景気状況をからして業者にだけ厳しい対応は一面不本意ではあるが、公正な競争という観点からは談合は問題だということ。例えば町側も95%以上高落札率のものについては事情聴取をする等、基準を設け自己検証する旨を周知してもいいのではないか。将来的に90%まで調査対象を引き下げるくらいに熟練してもらいたい。</p> <p data-bbox="798 1111 912 1144">伊津委員</p> <p data-bbox="798 1162 1347 1238">工事費積算内訳書の様式は決まっているものなのか。各業者自由なのか。</p> <p data-bbox="798 1397 912 1431">鷲尾委員</p> <p data-bbox="798 1449 1347 1816">積算内訳書は細かいものでないと意味がない。積み上げて積算するのだから細かいものを要求すべき。後の案件で出てくるが、不調随契の案件については、なぜあれだけ低い落札率なのか。積算ミスということもありうる。そうしたことも詳細の積算内訳書から推察できるので細かい内訳書を求めるべきだ。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>い。</p> <p>総務課長</p> <p>町側としては、業者が提出する内訳書を精査して、労務単価とか資材単価について高い・安いということ判断するのは、非常に難しい。町の設計単価については国・県等から示されたものであり、流通価格とは異なる場合が多い。対応が難しいと考える。</p> <p>総務課長</p> <p>たとえ比較したとしても、落札率の低下に繋がるとは考えにくい。企業努力の部分もあるので難しいと思う。</p> <p>総務課長</p> <p>その部分での検証は可能。</p> <p>総務課長</p> <p>業者は内訳書を作成するにあたり当然積み上げての積算となるので要求すれば提出は可能と思う。</p>	<p>五十嵐委員</p> <p>町の積算単価と比べるのではなく、業者間の積算内訳を比較する方法でいいのではないか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>積算内訳書を比較すると、推測だが資材等に関わる部分は業者間ではそう相違はないのではないか。違うのは一般管理費や現場管理費等の諸経費に関わる部分がほとんどだと思う。もし談合が行われていたとしたら、材料費がほとんど同じで、諸経費で調整をしている可能性が高い。検証することによって、その部分を指摘できるのではないか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>そのような牽制が以後の談合抑止に繋がる。</p> <p>伊津委員</p> <p>積算内訳書の積算項目がバラバラだと比較できないので、比較できるよう業者側にも要求してはいかがか。</p> <p>鷲尾委員</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 調査をするにあたって 95%以上とか基準を定める必要があるのか。</p> <p>眞田係長 工事施行箇所が違うので可能である。</p> <p>総務課長 とくに配慮することはない。</p> <p>沢田委員長 他に質問・意見の無いことを確認し、次に指名競争入札の抽出案件について事務局から説明を求めた。</p> <p>眞田係長 発注方式が「指名競争入札」の事案4件について続けて説明をした。</p>	<p>入札が十数社参加した案件だとしても、積算内訳書がかなり似ているものが3～4社程度があると推察される。とにかく高落札率の案件については内訳書を検証すべき。</p> <p>沢田委員長 今回の入札から高落札率の案件については調査をしますよと言っただけでも牽制の意味がある。</p> <p>伊津委員 案件No.15・18については連続工事だが、別々の業者であっても請負は可能であったのか。</p> <p>伊津委員 たまたま同一業者が落札しているが、今後総合評価方式を採用する場合はできるだけ同一業者を選定するといった配慮は働くのか。</p> <p>沢田委員長 様式2の発注工事別工事一覧表の案件No.16・17も連続工事だか別々の業者が落札している。この案件は落札率が低く競争性が感じられるが、案件No.15・18は落札者が同一業者のうえ落札率も高く、談合とは言い切れないが競争性が感じられない。連続工事の場合、設備等が共用できるため談合が行われる場合が多いと言われている。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>沢田委員長 ご質問、ご意見ありますか。</p> <p>総務課長 不調随契については、様々なケースが想定され、例えば災害復旧工事のように利益のあまりない工事等の入札で不調の場合、再度指名替えをしたところで落札できるとは限らない。それらを考慮し不調随契については残したところ。</p> <p>総務課長 運用上の検討をしたい。</p> <p>眞田係長 低入札調査制度を運用するのは500万円以上の工事・委託となっているので該当しない。</p>	<p>鷲尾委員 抽出案件については、次回委員会から工事費積算内訳書を資料として添付していただきたい。また案件の中に不調随契があるが、不調随契についてはなくすべきだと考える。たとえ再入札で落札できなくても不調随契で契約ができるという考え方が業者側に働く可能性がある。不調の場合は指名替えをすべきである。</p> <p>鷲尾委員 災害復旧等、特別な事情がある場合には十分に理解できるが、それ以外の一般の工事等については好ましくはない。</p> <p>伊津委員 案件No.1については、落札率が異常に低く、発注者側としては履行に関する検証はしないのか。</p> <p>五十嵐委員 低入札調査には該当しないのか。</p> <p>伊津委員 規則を杓子定規にあてはめるのではなく、他の業者の入札額に比べ著しく低いような場合、施行方法や履行に関する調査が必要に思う。</p> <p>関塚委員 該当案件は解体工事だから安いというこ</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総務課長</p> <p>過去においては、落札後契約辞退を申し出たケースもある。ただし、違約金や指名停止等のペナルティが科せられる。</p> <p>総務課長</p> <p>積算内訳書については徴している。木造の解体工事でもあり業者側も施工できるとのことであった。</p> <p>総務課長</p> <p>なお、今後十分に検証検討したい。</p> <p>沢田委員長</p> <p>他に質問・意見の無いことを確認し、次に随意契約の抽出案件について事務局から説明を求めた。</p> <p>眞田係長</p> <p>発注方式が「随意契約」の事案2件について続けて説明をした。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ご質問、ご意見ありますか。</p>	<p>となのか。そんなに価格差が出るような工事内容なのか。</p> <p>五十嵐委員</p> <p>この案件については積算を間違っ入札した可能性が高いと推察される。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>落札後に間違いに気づいたケースというのはあるのか。</p> <p>鷲尾委員</p> <p>このような場合は発注者側として、調査の必要性がある。</p> <p>沢田委員長</p> <p>ペナルティ等があれば業者側もできないとは言いづらい部分もある。</p> <p>伊津委員</p> <p>無理して安い価格で請負うことは、業者も町の業者育成の観点からもお互いのためにならない。</p> <p>伊津委員</p> <p>抽出案件No.3については、町財務規則第142条の規定により随意契約に移行したと</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 規則上は可能だが、全国に公募をして2社しかいなかったため、見積り合わせによる随意契約に移行したものの。</p> <p>総務課長 この修繕工事については、部分的なものであり全体的なものではなかった。公募してきた業者の中に当初設備設置業者はいなかった。</p> <p>総務課長 三川地区に本社を置く業者が落札した事案でも、88%台で落札している事案もある。一概にそのようなことは言えないと考えている。</p> <p>眞田係長 わかりました。</p> <p>眞田係長 平均すると4～5枚程度である。</p>	<p>あるが、財務規則では、なるべく3者以上とあり、2社での入札も可能ではなかったのか。</p> <p>沢田委員長 工事内容を見ると修繕工事だが、もともとの設備設置業者は対象としなかったのか。</p> <p>五十嵐委員 三川地区に本社を置く業者が落札した場合の高落札率がどうしても気になる。様式2を見ても、落札率の高いのは三川地区に本社を置く業者が請け負った工事ばかりである。限りなく黒に近いと思う。</p> <p>五十嵐委員 全体的に見た場合、高落札率上位4件が三川地区に本社を置く業者だ。検証するためにも次回から地域ごとに並べ替えた資料の提出をお願いしたい。</p> <p>伊津委員 提出される積算内訳書はどのくらいの枚数になるのか。</p> <p>関塚委員 業者側も積算内訳書については、精査されることを前提に提出しているはず。その中で明らかに談合だとわかるような内訳書は提出しないのではないか。同じような内</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>眞田係長 業者が積算に使用するPCのソフトによって違うようである。町がHPで提供している様式での提出もある。</p> <p>眞田係長 積算内訳書の提出を全業者に義務付けているため、業者側の負担を考えた場合、業者が積算に使用する様式とすべきと考える。</p> <p>沢田委員長 他に質問・意見の無いことを確認し、次にその他について事務局から説明を求めた。</p> <p>眞田係長 次のその他の資料について続けて説明をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごとの平均落札率比較表 ・ 再入札、再々入札の順位比較表 ・ 落札率95%以上の差額の比較表 <p>沢田委員長 ご質問、ご意見ありますか。</p> <p>総務課長 同じ設計内容だが、設置箇所が離れているので分割発注をしたところである。</p>	<p>訳書が多いのか。</p> <p>関塚委員 様式は統一した方がよいのか。それともそれぞれバラバラな方がいいのか。</p> <p>沢田委員長 サイレン付ホース乾燥塔新設工事は5件あるが全て同じ設計内容なのか。</p> <p>鷲尾委員 工事費積算内訳書を検証すればほとんど同じと思われる。競争性が働いていれば違う入札結果になっているはずである。同じ設計内容の工事で、本当に落札したければ、前の入札で落札できなかった価格での入札は考えられない。ぜひ検証すべきである。</p> <p>伊津委員</p>

説明・答弁	質問・意見
<p data-bbox="240 584 384 613">沢田委員長</p> <p data-bbox="240 633 762 707">その他全般にわたって意見の無いこと、 次回の開催日を確認し、閉会とした。</p>	<p data-bbox="799 347 1342 421">再入札、再々入札の順位比較表を見ると、 やはり1位不動である。</p> <p data-bbox="799 441 940 470">沢田委員長</p> <p data-bbox="799 490 1342 613">先ほど皆さんからのご意見のとおり、牽 制の必要性を感じる。何らかの動きがある ことを期待している。</p>